独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改め、同項第四号中「三万四千円」を「三万四千三百円」に改め、同条第二項中「三万六千円」を「三万六千三百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十三万六千円」を「二百七十五万六千四百円」に改め、同項第二号中「二百十八万八千八百円」を「二百二十万五千六百円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十五万五千六百円」を「八十六万千六百円」に改め、同項第二号中「六十八万四千円」を「六十九万円」に改める。

第十条第五項中「二百三十九万二千八百円」を「二百四十一万八百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百十七万八千四百円」を「七百二十三万二千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十六号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ト中「又は審議官」を「、審議官又はサイバーセキュリティ・情報化参事官」に改め、同号トを同号チとし、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、同号ニ中「、審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化参事官」を加え、同号ニを同号ホとし、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　人事院の事務総局に置かれるサイバーセキュリティ・情報化審議官

第十二条第三号中ニを削り、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　金融庁の総務企画局に置かれていた金融国際政策審議官

第十三条第一項第四号中「及び課長」を「、サイバーセキュリティ・情報化審議官、課長及び参事官」に改め、同項第七号イ及び第十二号イ中「、審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化参事官」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百二十七号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎